

債権譲渡と債権放棄

(事実上の債権放棄)

サイケンハウキ(債権放棄)という言葉を知り、貴方は何を思うだろうか。ある人は、銀行から巨額借入金を返済免除してもらった一連の大手企業を思い浮かべるかもしれない。ある人は、債権者である銀行と特定の債務者の表に出ない裏取引を想像するかも知れない。又ある人は、社長が自社に貸し付けているお金を放棄する姿を思うかもしれない。

サイケンハウキ 経営者はこの言葉からいろいろな臭いを感じ取る筈だが、不幸なことに、この言葉が過剰債務の国の、言換えれば過剰融資の国の「現在」を表すキーワードとなっている。

昨年暮れ発表されたある信用調査会社の資料によると、この10年で行われた債権放棄事例は約400件に達し、その中で最も多いパターンが「親会社 系列子会社」で208件、次に「銀行 系列企業」が75件、そして「銀行 一般企業」が66件であったという。

この件数が多いのか、それとも少ないのか判断する材料を持ち合わせていないが、感覚的な物言いを許して貰うならば、「事実上の債権放棄」件数は400件どころではなくかなりの件数に昇るものと想像される。何故なら、銀行が保有している不良化した貸出債権が、ここ数年バルクセールなりその他の方法で他の組織に売却(債権譲渡)され、売却後は「事実上の債権放棄」で処理されていると思われるからだ。

実際あった事例(脚色しています)を書いてみる。10年前、A社はある事業目的で5億円の土地を購入した。資金はB銀行からの全額借入で賄った。その後この事業計画は頓挫し、購入土地は棚晒しとなり、A社はB銀行からの借入金の約定返済履行が困難となった。

1年前B銀行は当該土地を競売にかけてきた。結果的に落札価格は1億円となり、B銀行にはA社に対する4億円弱の無担保債権が残った。ここからB銀行のとった行動が、一般の予想(A社及びA社社長に残債の返済を迫る)と違っていた。B銀行はA社への無担保債権をC社に売ってしまったのだ。債権を購入したC社は、系列の債権回収専門会社(サービサーと呼ぶ)D社に債権

回収を委託した。そしてA社は残債の返済をサービサーD社と交渉することとなった。交渉の結果、譲渡された元本の5%を支払うことで合意し、残り95%の元本及び借入利息は免除されることとなった。

結果的に、A社は約4億円の元本と数千万円の利息支払という債務から解放された。税務上、免除された金額が債務免除益として益金(特別利益)にカウントされることになるが、一方で不動産売却損などの特別損も発生しており損益は均衡し、税負担は発生しない。このようにA社にとって「良い事尽くめ」の措置となったが、これは前述の債権放棄件数には入っていない。一旦、貸出債権が融資した銀行から外に出てしまえば、後はどのように処理されようとそれを債権放棄とは呼ばないようだ。だが「事実上の債権放棄」であることは間違いない。

このスキームのポイントはB銀行からC社への債権譲渡価格にある。C社はサービサーに回収委託手数料を支払い、尚且つ元本の5%でソロバンが合うとすれば、B銀行からC社への売値はほとんどタダに近い価格ではないかと推測される。

銀行は貸出債権をタダ同然で処分する。その結果、銀行のバランスシートから不良債権が消えてなくなる。管理回収業務もなくなる。スッキリする。もちろん多額の損失が発生するが、それは損金処理できる。だったら安くともいいから速く売ってしまえ。これは不当な推測だろうか。

この話を聞いて「羨ましく思う」経営者は多いと思う。しかし、こうした恩恵に預かれる会社は圧倒的に少ないのが現実だ。と云うのは、こうした案件には幾つかの条件(運?)が重なっていると思われるからだ。それは、相手が安値で処分できる体力のある銀行である、融資が銀行主導で行われている、それ以外の融資がなく後腐れがない、ことなどだ。地域金融機関や複合的融資取引を行っている銀行から、このような措置を受けることは今のところ難しい。

人に運不運があるように企業経営にも運不運がある。ただ云えることは、経営者はたとえ返済に苦しんでも、それは経済上のことで人間上の問題ではないということだ。契約に基づいた行為は契約によって処理するのが法治国家の基本であり、心理面で過重な負い目を持つ必要はない。